

令和2年度第1回別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会結果

施設名	別海町高齢者生活ハウス
施設所在地	別海町西春別駅前曙町9番地3
設置年度	平成12年度
設置目的	高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的に設置。

指定管理者選択（内部）委員会審議結果

候補者	住所	別海町別海緑町116番地の9
	名称	道東あさひ農業協同組合
	代表者	代表理事組合長 原井 松純
公募しない理由	<p>現在の指定管理者である道東あさひ農業協同組合は、居宅介護サービス事業所の指定を受けた団体で、介護に関する知識と経験が豊富であり、入居者に対する相談業務、健康管理、緊急時の対応など総合的なサービスの提供に努めていることから、引き続き、道東あさひ農業協同組合が指定管理することが適当であると考えます。</p> <p>なお、道東あさひ農業協同組合は「別海町公の施設に係る指定管理者の手続きに関する条例」第5条第1項の「公募によらない指定管理者の候補者の選定」及び「同条例施行規則」第4条の2第1項第1号の規定に該当することから、公募しないことが妥当と考えます。</p>	
指定期間	<p>5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）</p> <p>別海町の高齢者保健福祉計画においても重要な施設であり、関係機関との連携も必要なことから、5年間の指定管理が妥当と考えます。</p>	

選定委員会意見

候補者の適否	適当であると判断する。
指定期間	5年間が適当であると判断する。 (令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)